

青森県報

第三千六百六十四号

平成二十一年
十一月二十日
(金曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告……………(経営支援課) ……一

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告……………(同) ……二

建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(中南北地域) ……三

右 同……………(西南北地域) ……三

右 同……………(県下北地域) ……四

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任……………(西南北地域) ……四

右 同……………(同) ……四

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……五

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……六

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同) ……六

告 示

青森県告示第七百四十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
つるた調剤薬局中央店 さくら五戸訪問看護ステーション	北津軽郡鶴田町大字強巻字押上一の五 三戸郡五戸町字中ノ沢二の六	平成二二・一 "

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第七項の規定により、次のとおり当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案

- 1 三沢市南町二丁目三一の三八四四、三一の三八四六、三一の三八四七、三一の三八五六、三一の二二〇九

2 三沢市栄町二丁目三二の一四四

3 三沢市松園町三丁目一〇の一、一〇の四、一〇の八、一〇の九、一〇の一〇、

一〇の一、一〇の二、一〇の三、一〇の四、一〇の五、一〇の六、

一〇の七、一〇の八、一〇の九、一〇の一〇、一〇の一〇、一〇の一四、

一〇の二五、一〇の二六

4 三沢市松園町三丁目五の一

5 三沢市大町二丁目二の一、二の二、二の四、二の八、二の九、二

の二〇、二の一

二 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

平成二十一年十一月二十日から同年十二月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

三 意見書の提出

この公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十二月四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十五条第一項の

規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第四項において準用する同法第三十六条第七項の規定により、次のとおり当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案

三沢市中央町二丁目六四の一四六、六四の一四五、六四の二〇二、六四の二二五、

六四の二二四、六四の二〇三、六四の一三二、六四の二二二、六四の二二二、六四

の六九、六四の二五四、六四の一六〇、六四の一五五、六四の二四八、六四の一六、

六四の一九〇(一部)、二九(未)、六四の二二一、六四の一七六、七の一八、七

の二六

二 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

平成二十一年十一月二十日から同年十二月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

三 意見書の提出

この公告に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十二月四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社アイ・デザインリフォーム

二 代表者の氏名 大科 睦雄

三 主たる営業所の所在地 青森市中央三丁目二の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一 三三五号

五 取消年月日 平成二十一年十月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 マサキ塗装

二 氏名 藤田 雅人

三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字月見野二九二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一〇〇四七八号

五 取消年月日 平成二十一年十月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年八月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社光ライン

二 代表者の氏名 須藤 武光

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字鬼沢字山ノ越九八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二〇〇二五五号

五 取消年月日 平成二十一年十月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社松良建設興業

二 代表者の氏名 松橋 芳

- 三 主たる営業所の所在地 つがる市富泡町屏風山一の八五九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一二六七九号
- 五 取消年月日 平成二十一年十月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、管、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十一年七月二十七日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 下北陸運有限会社
 - 二 代表者の氏名 鳴海 完一
 - 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字奥内字近川八の八六一
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一七〇四号
 - 五 取消年月日 平成二十一年十月十六日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十一年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十一月二十日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の 年 月 日
監 事	佐藤 清徳	西津軽郡鰹ヶ沢町大字種里町字有原一五〇	平成 三・九・二 就任
"	佐藤 一義	一の二	"
"	今 一	沢三三	"
"	佐藤 清徳	〇	三・九・二 退任
"	内山 晴弘	沢四一の一	"
"	工藤 幸弘	大字姥袋町字霜坂熊ヶ 大字南金沢町字平塚一	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十一月二十日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の 年 月 日
理 事	佐藤 幸一	つがる市牛瀧町大田光七一の六四	平成 三・一〇・五 就任
"	工藤 俊典	下牛瀧町鶴舞岬四二の一	"

「	「	「	「	「	「	「	「	「	「	「	「	「	「	「	「	「	「	「
鳴海	佐藤	工藤	山田	工藤	工藤	佐々木	佐藤	佐藤	工藤	佐藤	鳴海	工藤	山田	工藤	工藤	佐々木	佐藤	佐藤
司	誠	兼春	申一	弘美	伊佐雄	昭二	正明	良一	俊典	幸一	司	誠	兼春	弘美	伊佐雄	昭二	正明	良一
牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛
牛	下	牛	牛	稲	牛	牛	牛	牛	下	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛
牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛
牛	下	牛	牛	稲	牛	牛	牛	牛	下	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛
牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛
牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛
牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛
牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
工藤ゆうへい後援会	佐々木秀一	長根 恵悦	八戸市一番町一の一	平成三〇・九・二七
市政前進の会	坂本 美洋	秋山 恭寛	八戸市大字本徒士町一〇の一	三〇・一〇・一五
新弘前創造市民ネットワーク	葛西 憲之	阿保 良雄	弘前市大字西城北二の六の一七	三〇・一〇・一五
悠平の会	工藤 悠平	長根 恵悦	八戸市一番町一の一	三〇・一〇・一七
諏訪の会	角金 洋一	大館 實	八戸市南郷区大字島守字十文字三八の四	三〇・一〇・一八
吉田淳一一心会	吉田 淳一	大岡 捷蔵	八戸市大字大久保字大山三の一六九	三〇・一〇・一九
大川喜代治後援会	斉藤 哲郎	水木 貞	平川市大光寺一滝本三五の一	三〇・一〇・一四
横山北斗政経研究会	平井 滉二	中野 圭司	青森市金沢三丁目一一の一五	三〇・一〇・一五

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第九十号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
民主党青森県第2区総支部	会計責任者	大下内 綾子	川村 尚史	平成三〇・〇・二六
自由民主党青森市支部	主たる事務所所在地	青森市大字浜田字豊田一四八の六	青森市本町一の一	三〇・一〇・一六

政党以外の政治団体

政治団体の名称		異動事項	届出年月日
中野渡詔子後援会	代表者 田島 政義	新	平成 二〇一〇・八
中野渡のりこ後援会	代表者 川村 尚史	旧	平成 二〇一〇・六
中野渡詔子後援会	代表者 木明 和人		
中野渡のりこ後援会	代表者 藤井 真希		
政治団体の名称	代表者		
中野渡詔子後援会	田島 政義		
中野渡のりこ後援会	川村 尚史		
中野渡詔子後援会	木明 和人		
中野渡のりこ後援会	藤井 真希		
政治団体の名称	代表者		
中野渡詔子後援会	田島 政義		
中野渡のりこ後援会	川村 尚史		
中野渡詔子後援会	木明 和人		
中野渡のりこ後援会	藤井 真希		

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
国民新党青森県支部	平成二〇一〇・七	平成二〇一〇・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
青森県津島雄一薬剤師後援会	平成二〇一〇・九・二九	平成二〇一〇・九・三〇

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の名称	代表者 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
工藤 悠平 (八戸市議会議員)	悠平の会	工藤 悠平	八戸市一番町一の一八	平成 二〇一〇・七
角金 洋一 (八戸市議会議員)	諏訪の会	角金 洋一	八戸市南郷区大字島守字十文字三八の四	二〇一〇・八
吉田 淳一 (八戸市議会議員)	吉田淳一一心会	吉田 淳一	八戸市大字大久保字大山三の一六九	二〇一〇・九

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の名称	代表者 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
松森 俊逸 (衆議院議員)	政経調査会フオラム21	松森 俊逸	北津軽郡板柳町大町四五の一〇	平成 二〇一〇・二

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------